



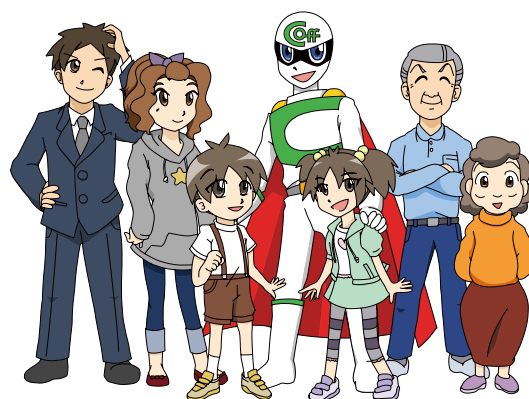
マイシティライフ 216号

平成26年11月15日発行
(年2回発行)「京都コンシューマーフェスティバル2014」
～消費者カステップアップのために～を開催します!

京都市では、お子さまから高齢者の方まで、消費生活について学んでいただく参加型イベントを下記のとおり開催します。

安全安心な消費生活を営むために、みんなで「自立した消費者」になりませんか。

皆様の御参加をお待ちしています。



開催日時 平成26年11月30日(日)

午前10時～午後4時半

開催場所 みやこめっせ(京都市勤業館)1階 第2展示場D面

左京区岡崎成勝寺町9番地の1

※駐車場に限りがあります。会場にお越しの際は、公共交通機関を御利用ください。

実施内容 消費生活に関するステージ企画、ブース出展のほか、KBS京都ラジオ公開生放送等を行います。

今号の
消費生活
川柳

手に取りて 産地表示も 確かめる (伏見区在住の方の作品)

トラフィカ京カード
3,000円分進呈!

- 応募資格 京都市内在住又は通勤・通学の方(中学生以下を除く。)
- 応募内容 消費生活に関する五・七・五の川柳
- 応募方法 ハガキ又はA4判の紙に郵便番号・住所・氏名・作品コメントを記入し、消費生活総合センターへ郵送か、FAXしてください。ホームページからも応募できます。
- その他 作品掲載の謝礼として、トラフィカ京カード3,000円分を進呈します。

回覧して
ください。



京都市

電気通信サービスの勧誘に関するトラブル

光回線やADSL、プロバイダー等の電気通信サービスの勧誘に関する相談が増えています。電気通信サービスの契約内容などが十分に説明されず、理解が不十分なまま契約を急がされることからトラブルを招いています。

相談事例

大手通信会社のように名乗り、「プロバイダー契約を変更すると、容量もスピードも速くなり、利用料金も安くなる」と勧誘の電話があった。

安くなるなら良いかと「契約します」と返答すると、パソコンを開いて待つように言われた。その後別の担当者から電話があり、指示どおりにパソコンの操作を行い、登録完了になった。後日届いた契約内容の確認書面に説明を受けていないオプション契約があったため、解約したいと申し出ると高額な違約金を請求された。



ポイント

- ・勧誘の電話からパソコンの設定完了まで短時間で終了し、十分な説明がないまま設定が行われています。
- ・電話で勧誘を受けて口頭で同意した場合でも契約は成立します。
- ・光回線やADSL、プロバイダー、ケーブルテレビ、携帯電話などの電気通信サービスの契約は、特定商取引法のクーリング・オフ（無条件解除）は適用がありません（平成26年9月末現在）。
- ・遠隔操作では、業者が契約者のパソコンの操作やパソコン内の情報の閲覧が可能になります。

アドバイス

- ・契約が不要な場合はきっぱりと断りましょう。
- ・口頭で同意した場合でも契約は成立します。価格だけではなく、本当に自分に必要かを考えて契約することが重要です。
- ・パソコンには大切な情報がたくさん入っています。遠隔操作が可能となるようなID・パスワードを業者に教える場合は、慎重に検討しましょう。
- ・勧誘に問題がある場合は、クーリング・オフの適用はなくても交渉可能な場合があります。

困ったときは

速やかに京都市消費生活総合センター（電話256-0800）に御相談ください。

暮らしの
ちえぶくろ

知っていますか？ 「フェアトレード」について

「フェアトレード」とは？

「フェアトレード」とは、発展途上国で生産された作物や製品を適正な価格で継続的に取り引きし、生産者の持続的な生活向上を支える仕組みです。

発展途上国の中には、生産者が十分な生活ができない賃金で労働を強いられているところがあり、そのことが、暮らしを支えるために、多くの子どもたちが働かざるを得ない状況を生み出しています。

国際労働機関（ILO）の報告によると、平成 24 年の世界の児童労働者は 1 億 6,800 万人となっており、これは全世界の子どもの人口（5 歳～ 17 歳）の 10.6% に当たります。

消費者である私たちが、正当な価格で取引されたフェアトレード商品を購入することで、発展途上国の人たちの暮らしを支援し、子どもたちが学校で教育を受ける機会を与えることができます。

しかし、私たちがフェアトレード商品を購入することで、すぐに発展途上国の人たちの暮らしが改善されるものではないため、このような支援をブーム的なもので終わらせてはいけません。

現在、一部の企業でもコーヒーやチョコレートなどのフェアトレード商品を販売しています。私たちがフェアトレード商品を選択し購入することは、企業がフェアトレード商品の販売を促進することにもなり、さらにたくさんのフェアトレード商品が店頭に並ぶことにもつながります。まさに、私たちの消費行動で、発展途上国の人たちの暮らしを向上させていくことができ、社会貢献にもつながっていきます。

「フェアトレード」の仕組み

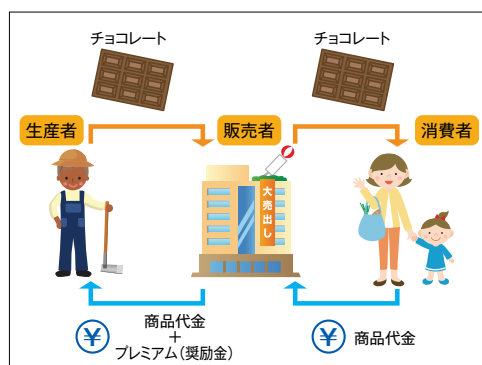
国際フェアトレードラベル機構が定めた「国際フェアトレード基準」では、生産者の持続可能な生産と生活を支えるために必要な「フェアトレード最低価格」が定められ、国際市場価格が下落しても、輸入業者は「フェアトレード最低価格」以上を生産者組合に保証しなければいけません。

さらにプレミアム（奨励金）が輸入業者から生産者組合に保証されることにより、生産技術の向上や機材の購入、地域の学校や病院の建設といった社会発展を実現させることが可能になります。

また、フェアトレードでは、環境や労働条件にも配慮し、環境破壊をしない持続的な生産技術や原料を使うことを原則とし、森を破壊したり、危険な農薬を使ったりすることなく安全で衛生的な労働環境が守られるように定められています。

フェアトレード製品には、国際フェアトレードラベル機構が定めた基準が守られている事を証明する「国際フェアトレード認証ラベル」が貼られているものや、企業が独自で基準を設けて「フェアトレード」と標記されているものがあります。

価格面だけではなく、手にする商品がどこから来て、支払うお金がどこにいくのかを考えて、このような商品の購入も検討されてはいかがでしょうか。



国際フェアトレード認証ラベル

消費生活総合センターのごあんない



相談無料

相談受付時間 平日 午前9時～午後5時

クーリング・オフマン

■消費生活相談

☎256-0800

面談による相談も受け付けています。
まずは電話でご相談ください。

- センターが休みの土曜、日曜、祝休日(年末年始を除く。)の緊急時には、**消費生活 土・日・祝日 電話相談(TEL 257-9002)**を受け付けています(午前10時～午後4時、電話相談のみ)。
- ホームページ上から相談を受け付ける**インターネット消費生活相談**もご利用ください。

京都市 インターネット消費生活相談

検索

■多重債務相談

☎256-3160
さいむゼロ

電話でお話を伺ったうえで、弁護士による
多重債務特別相談などをご案内します。

■交通事故相談

☎256-2140

■法律相談(問合せ)

☎256-2007

※弁護士による法律相談の相談時間

開催日	時間	定員	申込み
月・火・木曜	午後1時15分 ～午後3時45分	15名	当日午前9時から 整理券配布
金曜		15名	前の週の月曜日 午前9時から 電話予約
第2・第4水曜	午後6時 ～午後8時	12名	

※いずれも1人当たりの相談時間は20分(面談のみ)

弁護士による無料法律相談は、毎週水曜日に区役所・支所でも行っています。受付方法は、各区役所・支所地域力推進室法律相談担当にお問い合わせください。

家族そろってインターネット上で楽しく学ぼう!

消費生活学習 すごろく

京都市消費生活総合センターのホームページで、小学生高学年・中学生とご家族を対象にした、消費生活学習すごろくを配信しています。当センターのキャラクターであるクーリング・オフマンなどが登場するすごろくを、クイズやイベントなどをクリアしながら進めることで、消費生活に関するさまざまな問題について、楽しく学習することができます。4人までプレイすることができますので、ご家族そろって、ぜひアクセスしてみてください。



京都市 消費者生活学習すごろく

検索

京都市文化市民局市民生活部

消費生活総合センター

〒604-8186

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル 西館 4階

TEL 256-1110 FAX 256-0801

京都市消費者生活総合センター

検索

(閉庁日) 土・日・祝休日・年末年始(12月29日～1月3日)

地下鉄「烏丸御池」駅下車「3-1」「3-2」出口すぐ

※駐車場、駐輪場はございません。市バス・地下鉄などの公共交通機関をご利用ください。

発行/平成26年11月15日 京都市文化市民局市民生活部消費生活総合センター
京都市印刷物 第26号



再生紙・ベジタブルオイル
インキを使用しています